## 障がい福祉サービスについて

※サービスを利用するには、市町村等での申請・調査など、手続きが必要です。 詳しくは、左の各相談窓口へお問い合わせください。

## 訪問系サービス

- 居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事の介助、掃除や買い物の家事援助、病院のつきそい等
- 行動援護 ひとりで行動することが困難なため、外出時の移動支援(ホームヘルプ)
- 短期入所(ショートステイ)自宅で介護する人が病気の場合などにおける、短期間の施設入所支援



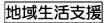
## 日中活動系サービス

- 生活介護
  - 施設等での創作的活動や生産活動などへの支援
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 日常生活や社会生活などの支援
- 就労(移行・継続)支援就労に必要な知識や能力向上などの支援



## 居住系サービス

- 共同生活介護(ケアホーム) 共同で生活を送るための支援
- 共同生活援助(グループホーム)共同で生活を送るための支援



- 移動支援
  - 社会参加のための外出支援(ホームヘルプ)
- 日中一時支援 介護する人の休息、一時的な日中活動の場の支援
- 地域活動支援センター 創作的活動または生産活動、社会との交流促進を支援
- その他
  - コミュニケーション支援 (聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がいの通訳者派遣など) 日常生活用具給付



